

社会福祉法人 フラット

●運営する施設●

児童発達支援「フラヴィキッズ」

放課後等デイサービス「ビリーブ」

障害児相談支援「ヴィレッジこども相談室」「手織り」

目次

1 社会福祉法人フラットについて

- (1) フラットの事業内容・・・38
- (2) フラット設立の経緯・・・39

2 児童発達支援「フラヴィキッズ」

- (1) フラヴィキッズの事業内容・・・40
- (2) フラヴィキッズの運営体制・・・40
- (3) フラヴィキッズの利用状況・・・41
- 【事例紹介】・・・41

3 放課後等デイサービス「ビリーブ」

- (1) ビリーブの事業内容・・・42
- (2) ビリーブの運営体制・・・43
- (3) ビリーブの利用状況・・・43
- 【事例紹介】・・・44

4 障害児相談支援

「ヴィレッジこども相談室」「手織り」

- (1) 相談支援の事業内容・・・45
- (2) 相談支援の利用状況・・・45
- (3) アセスメントの工夫・・・46

5 18歳以上の心身障害者を対象とした支援

- (1) 生活介護「手塩宿」「きらり」・・・46
- 【事例紹介】・・・47
- (2) 地域の福祉拠点「フラットヴィレッジ」・・・48

6 白井市（所在自治体）の状況・・・49

7 意見・課題と今後の展望

- 課題①／課題②／課題③・・・50

取組のポイント

- ▶ 重症心身障害児・者を含む障害者が暮らしやすい社会を実現するために地域とのコミュニケーションを重視した活動
- ▶ 障害の種別を限定せずに医療的ケアを必要とする児童を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスを運営
- ▶ 医療的ケア児の対応が可能な看護師を法人で包括的に雇用し、看護師配置の課題を解消

(フラット)

1 社会福祉法人フラットについて

(1) フラットの事業内容

“**地域の人びとに開かれた施設**”であることを大切に、**利用者がのびのびと過ごせる支援・環境づくりを重視。**

千葉県白井市にある社会福祉法人「フラット」（以下「フラット」という。）は、障害福祉に関する多種類の事業を展開している。医療的ケア児に関連する事業としては、児童発達支援「フラヴィキッズ」、放課後等デイサービス「ビリーブ」、個別支援利用計画を作成する障害児相談支援「ヴィレッジこども相談室」「手織り」の各事業を運営している。



【フラットは白井市内の5地点、2km圏内で各事業を運営している】

法人全体の事業内容は表1-1のとおり、事業所の各施設は白井市内の5地域に点在している。事業所は主に住宅地の中にある関係から、フラットの理念は地域の人びとに開かれた施設であることを大切に、障がいを理由とした生きづらさを感じることはないフラットな社会の実現を旨とし、利用者・者がのびのびと心地よさそうに過ごせるための支援・環境づくりを重視している。

表1-1 サービス一覧

障害福祉等サービス名		名称（所在地）	太枠内は本文紹介事業 本文項目
障害児通所系	児童発達支援	フラヴィキッズ（フラットヴィレッジ2階）	2
	放課後等デイサービス	ビリーブ（障害者支援センター）	3
相談支援系	障害児相談支援	ヴィレッジこども相談室（フラットヴィレッジ2階）	4
		手織り（障害者支援センター）	
日中活動系	生活介護	手塩宿	5-(1)
		きらり（障害者支援センター）	
就労系	就労継続支援A型・B型	フラットヴィレッジ（フラットヴィレッジ1階・2階）	5-(2)
訪問系	居宅介護・行動援護	生活サポートさくら	
居住支援系	共同生活援助	ホームしろい	
相談支援系	計画相談支援	座ぐり・手織り（障害者支援センター）	
	地域生活支援 ※	和楽（障害者支援センター）、移動支援（生活サポートさくら）	

※地域生活支援は市町村が主体となり事業内容を決定するサービス。フラットでは日中一時支援事業等を実施【フラット提供資料に基づきアフターサービス推進室作成】

(フラット)

(2) フラット設立の経緯

障害児・者をサポートするNPO法人として発足し、平成22年からは市の委託事業として支援センターを運営。

フラットの前身の運営組織は、平成18年にNPO法人「障害児・者サポートしろい」として発足し、「地域生活支援センターさくら」を開設した。当時は白井市に障害福祉サービスの提供事業所が無いに等しく、障害児・者と保護者がサービスを利用するためには市外まで行かなければならない状況だった。開設時のメンバーには障害児の保護者がおり、同じ境遇にあった障害児・者と保護者の生活が少しでも豊かになるためのサービスを行き届かせたいという強い思いから、「障害児・者サポートしろい」を発足した。

事業を開始した当初の主な事業は、学校からの送迎や休日の外出、プールへの同行などの移動支援を中心として、利用児・者とその家族個々の希望に応じた支援を行っていた。利用児・者のきょうだいの行事や家族の急な用務などには、レスパイトサービス（保護者の一時的な休息）で夜間も含めた預かりを実施し、重度の行動障害のある利用児・者の外出支援にも対応していた。

以降、相談支援事業や生活介護事業、グループホームと事業内容を拡大し、平成22年より白井市からの委託事業として「白井市障害者支援センター¹」を運営している。本部組織は平成23年にNPO法人「フラット」へ改称し、同28年に社会福祉法人へ移行した。保護者たちからの「子どもたちの卒業後の居場所づくりや自立を踏まえた生活の不安」という思いや悩みを受けとめながら、精力的に事業を展開している。



【フラヴィキッズ活動の様子：障害の種別を限定せずに支援し関わり合いが生まれる】

¹ 障害児・者が地域において自立した日常生活を送り、社会参加できるように、生活介護、放課後等デイサービス等の福祉サービスを提供し、障害児・者の福祉の向上を図ることを目的として白井市が設置した施設。

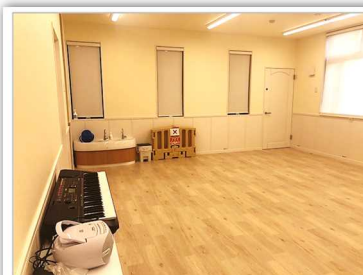
2 児童発達支援「フラヴィキッズ」

(1) フラヴィキッズの事業内容

**発達障害や行動障害のある児童も、障害を限定せずに支援。
9時～15時半は集団療育、16時半～17時半は個別療育。**

フラヴィキッズは医療的ケアを必要とする児童だけではなく、発達障害や行動障害などがある児童も預かり、障害の種別を限定することなく支援している。様々な障害や特性のある子どもたちの中にいることで関わり合いが生まれ、影響を及ぼし合い、成長につながることを重視している。

一日の利用定員は10人、月曜～金曜の9時～17時半に開所している。9時～15時半は集団療育、16時半～17時半は個別療育と時間に応じたサービス区分を設けている。事業所はフラットヴィレッジ（後述）の2階にある。



【フラヴィキッズの活動スペース】

(2) フラヴィキッズの運営体制

フラヴィキッズのスタッフ体制は表2-1のとおりとなっている。

医療的ケアに関する事業の人員体制の一般的な課題として、医療的なケアを必要とする対象者が地域に数人ということもあり、1つの施設で常勤の看護師を継続雇用することが難しいという状況²がある。この課題を解消する方法のひとつとして、フラットでは、法人全体で看護師を包括的に雇用する方法を取っている。複数の看護師が常駐することで安定した医療ケアの提供が可能となる。フラヴィキッズでの業務を本務とする看護師は、フラットの各事業で医療ケアの対応が必要になった時にも対応することができる。

表2-1 職員数

	人数	
	常勤	非常勤
管理者	1	0
児童発達支援管理責任者	1	0
児童指導員	0	0
保育士	2	2
看護師	1	1
理学療法士	0	1
合計	5	4

[フラット提供資料に基づきアフターサービス推進室作成]

² 医療的なケアを必要とする対象者が少ない地域の事業所では、事業所ごとに看護師を雇用しても業務量が少ないため勤務時間と給与水準が見合わず、継続雇用が難しいという課題がある。

(3) フラヴィキッズの利用状況

平成30年6月時点の利用児は7人、うち医療的ケアを必要とする児童は2人となっている。フラヴィキッズ利用児の母親の就労状況を見ると半数以上が就労しており、医療的ケアが必要な子どもを預けている母親2人も就労している（平成30年6月時点）。

表2-2 ケアの状況

吸入	1
服薬管理	1
在宅酸素療法	1
てんかん発作	2

1人につき重複のケアあり。平成30年6月時点
[フラット提供資料に基づきアフターサービス推進室作成]

事例紹介

医療的ケア児の利用 ～フラヴィキッズの事例～ 子どもが成長し、親が安心できる場所

Aさん(男児、2歳)はダウン症を患い、週に3日ほどフラヴィキッズに通っている。医療的ケアは睡眠時の酸素吸入である。フラヴィキッズを利用する以前は、別の児童発達支援事業所と母親の勤務先にある企業内保育を利用していたが、Aさんが装着している在宅酸素器具の対応が必要なため、母親は毎日定時に事業所に行かなければならず、短時間勤務をしていた。フラヴィキッズの利用後には、医療的ケア児に対応できる看護師が配置されているため、短時間から長時間の就労が可能になった。

<フラヴィキッズでの過ごし方>

療育活動の内容としては、おもちゃやバランスボールを使った発達時期に必要な体幹を鍛える運動、コミュニケーション力や自己表現力を高めるためのエレクトーンの演奏を聴きながらの手遊び、工作や絵本の読み聞かせなど。夏にはプールで水遊びも行った。

<医療的ケアの内容>

昼食後の午睡時に酸素吸入を行う。看護師が酸素器具を装着し、午睡終了時に取り外し、約10分の状態観察をする。

Aさんのお母さんの感想

フラヴィキッズに通い始めた頃は立位が保てなかったのですが、つかまり立ちができるようになりました。足裏などの感覚も通う前より強くなってきているのではと思います。表情が豊かになり、嫌なことは嫌がるようになってきました。好きなことは手を取ってもやるとせがみ、嫌いなことは押し返すようになり成長を感じています。発語も増え、「ママ」と話すようになりました。企業内保育を利用していましたが、専門のサービスを利用できるようになり、安心して仕事に通えています。看護師が常にいることは本当に心強いです。

(フラット)

3 放課後等デイサービス 「ビリーブ」

主に就学中の児童が放課後や休日に利用する放課後等デイサービスを実施するビリーブは、白井市障害者支援センターで平成23年からサービスを行っている。同センターはフラットが指定管理者として運営しているため、市の条例によりビリーブの利用対象者は白井市民のみとなっている。

(1) ビリーブの事業内容

子どもが楽しんで取り組める内容に療育的な観点を取り入れ、体幹運動や工作活動、食育なども実施。

開所は月曜～金曜の9時半～17時半、第2・第4土曜の10時～12時または14時～16時である。ビリーブでは、子どもたちが楽しんで取り組める活動の内容に療育的な観点を取り入れ、主に体幹を鍛える運動や手先の器用さを高める工作活動などを行っている。

ほかにホットケーキやクッキーなどのお菓子づくり、タマネギなどの野菜を育て調理して食べるという食育を行い、これらの行為を将来の生活に役立つ活動として位置づけ、自立した生活への準備段階としている。

ビリーブの活動は、児童が希望する活動に参加できるようになっており、障がいの特性から集団での活動が難しい児童にも個々に対応できるように支援員がサポートしている。



【掃りの会：クイズや参加児童が1人ずつ「今日楽しかったこと」を発表。児童が進行役】



【白井市障害者支援センターの2階にある】

(フラット)

(2) ビリーブの運営体制

ビリーブを含む障害者支援センターのスタッフ体制は表3-1のとおりである。

他機関との連携としては、医療的ケアを必要とする児童は、小さな体調の変化から状態が悪化し、場合によっては入院することもあることから、日常的な健康管理を含む相談を始め、緊急時の受け入れについて近隣の医療機関と協力関係を結んでいる。一方、重症心身障害児の専門医がいる医療機関が市内にないため、隣接自治体の専門医と協力体制を構築している途上にある。

表3-1 職員体制

(ビリーブ、きらり、座ぐり、手織り)

	人数	
	常勤	非常勤
管理者	3※	0
サービス管理責任者	2	0
相談支援専門員	2	0
生活支援員	11	5
児童指導員	4	5
看護師	0	2
理学療法士	0	1
指導員	0	2
合計	19	15

※ビリーブ1人、きらり1人、座ぐりと手織りの兼務1人

[フラット提供資料に基づきアフターサービス推進室作成]

(3) ビリーブの利用状況

表3-2のとおり、利用児の数は平成26年以降、毎年40人台で推移している。医療的ケアを必要とする利用児・者は、障害者支援センター全体で3人、そのうち1人(児童)がビリーブを利用している(平成30年6月時点)。

表3-2 利用児童の実数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年～5月
放課後等デイサービス	43	47	43	49	48

[フラット提供資料に基づきアフターサービス推進室作成]



【左：運動などを行う教室。季節ごとの作品を児童が制作 右：食育を実施する調理室では公文学習の活動も】

(フラット)

事例紹介

医療的ケア児の利用 ～ビリーブの事例～ 看護師の同行で世界が広がる

Bさん（女兒、13歳）は脳性まひを患い、吸引と胃ろうの医療的ケアを必要とする中学生である。小学生の時は医療的ケアに対応できる職員がいないという理由で、受け入れ可能な事業所がなく、自宅と学校の往復だけだった。ビリーブの利用以降は放課後や夏休みなどの長期休暇、休日の外出イベントなどにも看護師が同行することで友達と一緒に参加できるようになり、Bさん本人、保護者ともに喜んでいる。

フラットでイベントを開催する際には、体調の急変に備え、参加がしやすくなるよう事前にBさんと保護者へタイムスケジュールなどを詳細に伝えている。ビリーブでは通常利用の際も含め、送迎に柔軟に対応できる人員体制を整えている。



【障害者支援センター入口の写真コラージュ
白井市のキャラクター「なし坊」利用者と家族の写真で作成】

<ビリーブでの過ごし方>

特に活動を限定せずに工作、調理、リトミック、公文学習などそれぞれの活動に参加している。ハンドベルの発表会へ向けた練習では、練習当初はベルを握る力の入れ方が難しかったが、練習に前向きに参加し、周囲の注目を浴びるに従って、次第にベルを握る手に力が入るようになり、本番にも他の児童に並んで楽しく参加することができた。友達との関わりや活動を通じて刺激を受ける活動を主体としている。

<医療的ケアの内容>

放課後の利用時には、吸引の頻度は少ない。休日や学校長期休暇時に利用した際、必要な時に看護師が吸引と胃ろうのケアを実施する。

<看護師が同行する外出>

事業所外でのイベントに参加する際には、看護師が同行することで外出が可能になった。ビリーブの運動会（市内の学校体育館）、クリスマスパーティ（公民館）、正月の凧あげ（公園）など休日のイベントに積極的に参加している。

4 障害児相談支援 「ヴィレッジこども相談室」「手織り」

(1) 相談支援の事業内容

施設を利用する際に必要となる 計画案の作成などをサポート

障害児相談支援は、障害児通所支援の申請に係る利用計画案の作成、給付決定後の事業者等への連絡調整や利用者へのモニタリング³を支援内容としている。

白井市の障害児相談支援は、フラットが運営するヴィレッジこども相談室（以下「こども相談室」という。）、手織り、また白井市直営の白井市こども発達センター（児童発達支援事業、放課後等デイサービス）が実施している⁴。

こども相談室はフラットヴィレッジ、手織りは障害者支援センターに所在している。各事業所では、フラヴィキッズとビリーブを利用する場合には、保護者によるセルフプラン⁵ではなく、相談支援専門員が障害児利用支援計画を作成することを勧めている。



【白井市障害者支援センター ビリーブ、手織り、きらり等が所在】

(2) 相談支援の利用状況

表 4-1 利用児童の実数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年～6月
障害児相談支援	6	8	6	17	36 (1)

※(1)はヴィレッジこども相談室の内数。同室は平成30年6月よりサービスを開始した。

〔フラット提供資料に基づきアフターサービス推進室作成〕

手織りは平成28年4月から社会福祉法人化を機に運営を開始し（NPO法人期には前身の施設「真中」として平成20年4月から活動）、こども相談室は平成30年5月に開設した。両事業所を合わせた障害児相談支援の利用者数は、表4-1のとおり平成26年から平成28年までは年間数件だったが、平成29年からは増加している⁶。

³ サービス等の利用状況について検証や計画の見直しのために定期的に利用計画の見直しを行うこと。モニタリング実施期間は市町村が定める。

⁴ 利用者は事業者を選択することとなっており、フラットの事業利用に関わらず相談を受けている。

⁵ 指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案のこと。

⁶ フラットの計画相談支援の利用者数は平成26年87、同27年77、同28年94、同29年104。

件数増加の背景には、ビリーブの利用児と保護者に対する利用勧奨の案内を行い、白井市からも障害福祉サービス支給決定者に向けて利用計画案作成の案内文を送付したことが推察される。白井市は以前からセルフプラン率の高さが課題となっており、障害福祉サービスを適切に利用するために、市民に向けて広く障害児相談支援の利用を呼びかけたことが利用数の増加につながっていると考えられる。

(3) アセスメント(=現状把握)の工夫

保護者、児童発達支援管理責任者、看護師、保育士の 4者面談を実施して、家族が円満に生活することを重視。

利用計画案作成のためのアセスメントは、利用児の保護者、児童発達支援管理責任者、看護師、保育士で4者面談を実施している。利用児と保護者の意向を尊重し、子どもを中心として家族が円満に生活できることを重視している。

5 ~18歳以上の心身障害者を対象とした支援①~ 生活介護「手塩宿」「きらり」

(1) 生活介護事業の内容

日常生活上の介護と生産活動の機会を提供。 焼菓子や農作物づくりなどを行い、イベント等で販売。

生活介護事業は主に18歳以上の知的障害者、身体障害者で自治体から支給決定を受けている対象者に日常生活上の介護と生産活動の機会等を提供するサービスである。フラットでは生活介護事業所として平成21年に手塩宿、同22年にきらりを開設した。きらりは障害者支援センターに所在している。両事業所では生産活動に力を入れており、焼菓子などの製菓づくり、野菜などの農作物と花の植え付け、育成を利用者が行い、地域で開催される祭りやイベントなどで販売している。

(2) 地域との共生

障害者が地域で安心して豊かに生活するために…

これらの生産活動の目的は、障害福祉を行うフラットの事業を通じて、地域における障害者への理解を推進することである。フラットでは生産活動を通じた地域の催し物の参加や近隣住民の花壇の手入れなどの活動を継続する中で、地域住民にフラットについて認識されることが、ひいては障害者が地域で安心して豊かに生活することへつながると考えている。

(フラット)

事例紹介

医療的ケア児の利用 ～18歳以上の生活介護の事例～ 20歳を過ぎても成長を感じられる

Cさん（男性、29歳）は脳性まひを患う重度の心身障害者であり、吸引と胃ろうの医療的ケアを必要としている。10代半ばからフラットの事業を利用し、22歳の時に胃ろうを造設し看護師の付き添いが必要となった。Cさんの母親は「医療的ケアが必要になったことで、今後フラットを利用するのは難しいのではないか」と感じていたが、フラットは看護師を増員し受け入れ体制を整え、Cさんは利用を継続している。



【Cさん：きらりの利用時に花の手入れをしているところ】

<きらりでの過ごし方>

Cさんは車いすで過ごすことが多い。人と接することや賑やかな環境が好きなため、可能な限り上体を起こし他の利用者と同じ目線で活動に参加できるようにしている。

<医療的ケアの内容>

痰のからみに留意し、食前食後に吸引を実施。体温調節が難しいため湿度管理と水分補給を細やかに行っている。

Cさんのお母さんの感想

フラットの事業を利用するようになってから、笑顔や意思を表現する動作が増えてきました。また、20歳を過ぎると成長することが難しいと思っていましたが、色々な刺激を受けたからか、気持ちをやり取りすることも増えてきました。「人間は人間の中で生きたいんだ」と思いました。嚥下機能が低下し、誤嚥性の肺炎を繰り返していたため胃ろうを造設したので、職員配置の関係からしばらくは半日利用でしたが、看護師が配置され一日利用ができるようになりました。

Cは元気がよいときは怒って表現するのですが、自宅に帰ると玄関で大きな声を出して怒るほど、きらりを楽しく居心地がよい場所と感じているようです。

5 ～18歳以上の心身障害者を対象とした支援②～ 地域の福祉拠点「フラットヴィレッジ」

(1) フラットヴィレッジの事業内容

就労継続支援 A 型・B 型事業を実施するカフェレストラン。

フラットヴィレッジは心身障害者の将来像を踏まえ、自立を見据えて働く場となることを目的として設置された就労継続支援 A 型・B 型⁷の事業を実施するカフェレストランである。サービス利用者はそれぞれの特性を生かしてカフェレストランのホールや厨房の盛り付けなどを担当し、A 型は時給 870 円（平成 30 年 5 月時点）、B 型は月額 1 万 5 千円程度の工賃となっている。



【フラットヴィレッジ：レンタルスペースと自習スペースを常設】

(2) 地域との共生（地域福祉の連携ハブ拠点）

地域の人びとが集い交流する場。自習スペースも開設。

フラットヴィレッジは障害者支援施設であるとともに、地域の人びとが集い、コミュニケーションを促進し、障害の有無に関わらず自然に交流する場であることを目指している。施設内にはカフェレストランスペースの他に、地域の会社や団体等が利用できるレンタルスペース及び誰もが無料で利用できる自習スペースを併設している。レンタルスペースでは子育てサロンや地域団体の会合などが開催され、利用数は毎月増加傾向にある（平成 30 年 6 月：6 件、7 月：24 件、8 月：25 件、9 月：26 件、10 月 33 件）。

⁷ 就労継続支援は、一般企業等での就労が困難な人に就労する機会を提供し、能力等の向上に必要な訓練を行うサービス。A 型は、利用者が事業者と雇用契約を結び、一般就労への移行に向けた支援を行い、最低賃金以上の賃金を支払うこととしている。B 型は雇用契約を結ばずに訓練等を目的とした支援を行い、作業工賃を支払う。

自習スペースの開設は、フラット内で「白井市内に子どもが自習できる環境がマンションのエントランス等しかなく、子どもたちが勉強できる環境が乏しい」という点を街の課題として認識していたことから設置した。平日の夕刻、特に定期試験前には座席がほぼ埋まるなど利用率が高く、自習室があることで、子どもたちの勉強意欲を高める効果にもつながっている。



6 白井市（所在自治体）の状況

白井市は千葉県の北西部に位置し、5つの市（柏市、鎌ケ谷市、船橋市、八千代市、印西市）と隣接する人口約6万人の市である。千葉ニュータウンのエリアとして、東京都内に通勤する市民のベッドタウンとなっている。

白井市における医療的ケア児に関する施策としては、「第1期障害児福祉計画」（平成30年3月策定）に明示した障害児支援の提供体制を推進する段階にある。その中の医療的ケア児支援に関する関係機関の協議の場については、福祉部障害福祉課を担当とし、地域自立支援協議会をベースに設置することを検討している。構成メンバーには市内の相談支援事業所、発達支援事業所及び障害者の当事者団体関係者、近隣の特別支援学校の関係者等を予定している。



【白井市保健福祉センターは白井市役所に隣接】

（フラット）

7 意見・課題と今後の展望

フラットと白井市福祉部障害福祉課にインタビューを行い、以下のような意見・展望などが寄せられた。

課題① 医療的ケア児の地域における支援体制の強化

白井市からは、医療的ケア児の推計値に関する計上及びニーズ把握の難しさが課題として挙げられた。医療的ケア児に関する今後の方針として、地域自立支援協議会における検討を含め、地域内の医療的ケア児に関する見識を持つ医師等に協力を求めながら、ニーズの把握に努めていきたいと考えている。

一方、医療的ケア児の保護者からは、白井市に対し、市内の地域資源が足りずサービスを利用できないという声が寄せられている。これに関連して、フラットからは、地域内の事業所において例えば定員 20 人のうち 1 人～2 人の医療的ケア児を受け入れできるような体制づくりを進めることで、当事者の利用事業所の選択肢が広がり、結果的に医療的ケア児等の QOL 向上につながるのではないかと意見があった。フラットでは、地域に積極的な働きかけをしていくとともに、白井市においても印西市など隣接自治体とともに連携しながら推進していくこととしている。

課題② サービス利用対象者への情報周知

フラットからは、医療的ケア児、重症心身障害児の当事者及び保護者が障害福祉のサービス利用に関して適切な情報を収集する難しさが挙げられた。相談支援事業所の利用を含めたサービスに関する情報収集は、現状では利用者等が能動的に行っているが、医療的ケア児等の保護者からは、相談窓口がわからなかったという声が多い。病院からの退院時に相談窓口となり得る地域の発達センターや保健師等への相談、情報を定期的に受けられる仕組みを、乳幼児の健康診査のように、自治体を実施すべきものとして制度的に位置づける必要があると思われる。

課題③ サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案策定におけるセルフプランの問題点

フラットで運営している相談支援事業所では、サービス利用を開始した段階から関わった利用児・者の利用計画案について、セルフプランに移行したことはない。しかしなが

ら、白井市においては発達と療育の専門職を配置している行政直営の事業所（白井市こども発達センター）に相談と計画案の作成が集中している現状があり、2年目以降は保護者によるセルフプランに移行し、児童の成長や状態に伴った利用計画とすることが難しいという傾向が挙げられた⁸。白井市としては、市内における利用計画案を作成する相談支援員の総数を増加する必要があると認識している。

また、単に人手を増やすだけでなく、自立を見据えた生活を支えるため、利用児・者の課題の解決や成長に伴い変化する心身の状態を踏まえた、教育及び療育の面などの専門的な見地からサービス内容を検討することができるよう、相談支援専門員の資質向上を図ることも求められる。

⁸ セルフプランについて、障害者本人または保護者のエンパワメントの観点からは望ましいとの見解がある一方、一部の市区町村では計画相談支援等の体制整備に十分な力を入れないままセルフプラン提出への案内がされているという指摘がある。「計画相談支援・障害児相談支援の推進について」（『障害保健福祉関係主管課長会議資料』平成26年3月7日）